平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害で被害を受けられた皆さまへのご支援について

このたびの平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害により被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

当行では、被災された方を対象に、預金の払い戻し等につきまして、以下の対応を行いますので、お知らせいたします。

また、中京銀行では、被害を受けられた皆さまのお役に立てるよう各種ご相談を承っております。最寄りの中京銀行本支店の窓口までお気軽にご相談ください。

＜被災された皆さまへの対応＞

１．預金証書・通帳、届出の印鑑、キャッシュカードを紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いいたします。

2. 定期預金、定期積金等の満期前払い戻しなどについても、お客さまのご事情によりご相談を賜ります。

3. 今回の災害により支払期日が経過した手形の取立や、災害時における手形の不渡処分についてご相談を賜ります。

4. 汚れた紙幣の引換え手続きをいたします。

5. 国債を紛失された場合にはご相談を賜ります。

6. 災害にかかる復旧資金・応急資金への対応や既存借入の返済条件の変更など、各種お借入のご相談は、営業店窓口で賜りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

以　上